

(案)

名古屋市（分館名）図書館
ネーミングライツ契約書

令和 年 月 日

名古屋市・〇〇〇〇

名古屋市（分館名）図書館ネーミングライツ契約書

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）に定める名古屋市（分館名）図書館（以下「図書館」という。）のネーミングライツについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第 1条 本契約は、図書館のネーミングライツに関して、甲及び乙が相互に協力することによって、名古屋市民の読書活動及び生涯学習の推進に寄与するとともに、乙の企業広報活動と地域貢献に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛称 図書館の名称に代えて使用する呼称及びその略称をいう。
- (2) ネーミングライツ 図書館の愛称を決定する排他的な権利をいう。

（本契約の期間）

第 3条 本契約の期間は、令和 7年〇月〇日から令和12年 3月31日までとする。

（千種図書館の場合：令和 7年〇月〇日から令和10年 3月31日まで）

（ネーミングライツの付与等）

第 4条 甲は、図書館のネーミングライツを乙に付与するものとし、甲は、甲乙の協議により、次条に掲げる愛称を使用するものとする。

- 2 前項の規定に基づき乙が甲に支払うネーミングライツ料は、前条に規定する期間中、初年度は〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税等別）及び令和 8年度から11年度は〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税等別）とする。

（千種図書館の場合：初年度は〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税等別）及び令和 8年度から9年度は〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税等別）とする。

- 3 乙は、前項に定める各年度のネーミングライツ料を、甲が発行する帳票により、毎年 5月31日までに納付するものとする。

なお、初年度は、甲が指定した日までに納付するものとする。

- 4 乙が、前項に規定する日までにネーミングライツ料を納付しないときは、甲は、遅延日数に応じ、ネーミングライツ料に名古屋市契約規則（昭和39年

名古屋市規則第17号) 第33条第 1項に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

(愛称)

第 5条 前条第 1項の規定に基づき、乙は、名古屋市(分館名)図書館について、「名古屋市(分館名)図書館supported by(企業名または商品名)」を愛称として定める。

(愛称等)

第 6条 愛称を表示するロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)は、甲乙の協議により決定する。

2 乙は、愛称及びロゴマークを変更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議し、新たに使用する愛称、ロゴマーク及び変更の時期等について、甲の同意を得なければならない。

3 前項に定める変更に伴い要する一切の経費は、乙の負担とする。

(愛称の掲示請求権)

第 7条 乙は、ネーミングライツに基づき、図書館の施設内にある既設の施設案内標識及び看板等(以下「既設の看板等」という。)について、愛称及びロゴマークを掲示することができる。

2 既設の看板等の掲示場所、具体的なサイズ、色彩及び掲示方法等については、別途甲乙の協議により、これを決定する。

3 既設の看板等の維持及び管理の費用は甲の負担とし、掲示に必要な看板等の制作及び取付に係る費用については乙の負担とする。

4 前各項の規定により掲示された既設の看板等の所有権は、甲に帰属するものとする。

5 既設の看板等の損傷により事故等が発生したときの対応については、甲乙の協議により、これを決定する。

(ネーミングライツの市民周知)

第 8条 甲は、図書館のネーミングライツに対する市民への周知と理解を図るため、次条から第11条までに定めるところにより愛称及びロゴマークの普及及び定着に努めるものとする。

(新たな表示板の掲出等)

第 9条 乙は、甲乙の協議により、第 7条に定めるもののほか新たに図書館に

愛称及びロゴマークを付した表示板を掲出することができる。

- 2 乙は、甲乙の協議により、図書館の一部において展示その他企業広報をすることができる。
- 3 前 2項に定める表示板及び展示等の掲出内容、場所及び寸法等は、別途甲乙の協議により決定する。
- 4 乙は、乙以外の企業が本契約の締結以前に広告を掲出している場所に広告の掲出を行うことができるようになったときは、第 4条第 2項に定めるネーミングライツ料とは別に、必要とされる広告掲出料等を負担するものとする。
- 5 前各項に定める表示板及び広告の制作、取付、維持及び管理に係る費用、展示物件の維持及び保存のため通常必要とされる経費並びに表示板、広告及び展示物件の使用に伴う電気その他の経費については、乙の負担とする。
- 6 前各項の規定により掲示された表示板、広告及び展示物件の所有権は、乙に帰属するものとする。

(道路標識等)

- 第10条 甲は、図書館周辺の道路標識及び公共交通機関の誘導表示等(以下「道路標識等」という。)への愛称の掲出について、当該道路標識等の管理者に対して要請するよう努めるものとする。
- 2 前項に定める道路標識等の具体的なサイズ、色彩及び掲示方法等については、当該道路標識等に係る法令等の規制及び当該道路標識等の管理者が定めるところに従い、別途甲乙の協議により決定する。
 - 3 第 1項に定める道路標識等の制作及び取付は、甲及び当該道路標識等の管理者との協議により、乙の負担により行うものとする。

(愛称等の使用促進)

- 第11条 甲は、図書館の利用者、報道機関その他の者に対して、愛称及びロゴマークの使用について協力を得られるよう努めるものとする。
- 2 甲は、甲の条例、市会議案等に定める名称を使用する必要があると甲が判断する場合を除き、甲の広報等において図書館を表示するときは、愛称を使用するよう努めるものとする。

(ネーミングライツスポンサー)

- 第12条 乙は、名古屋市のネーミングライツスポンサーを呼称することができる。
- 2 乙は、愛称及びロゴマーク並びに図書館の施設写真を広報その他の営業活

動のために使用することができる。

（優先交渉権等）

第13条 乙が、本契約の期間が満了する日の次の日から、本契約の目的と同目的の新たな契約を締結しようとするときは、令和〇年〇月〇日までにその意思を甲に通知するものとする。

2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、甲乙が協議するものとする。

3 第 1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が令和〇年〇月〇日までに不調となった場合には、本契約は、第 3条に定める期間の末日をもって終了する。

4 前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、第 7条第 1項、第 9条第 1項、第 2項及び第 4項並びに第10条第 1項に定める一切の掲示物その他の物件を乙の費用負担により撤去して原状に回復するものとする。

（知的財産権の無償使用）

第14条 乙が、愛称及びロゴマークに関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第 122号）第 2条第 2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は甲がこれを無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

（損害賠償）

第15条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しない等により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除権）

第16条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由無く本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。

2 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他企業としての社会的信用を失墜する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は本契約を解除することができる。

3 前 2項に定める契約解除を甲が行ったときは、乙は当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。

4 第 1項及び第 2項に定める契約解除が行われた場合にあつては、第13条

第 4項の規定を準用する。

(有益費の放棄)

第17条 この契約が終了したとき(甲が前条に定める解除権を行使したときを含む。)は、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、甲は第19条第 1項に基づき契約を解除できる。

(裁判管轄)

第19条 本契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(疑義に関する協議)

第20条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2通を作成し、双方記名押印の上、各 1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

スポンサー ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○